

広島市告示第459号
令和4年9月9日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 フタバ図書 TSUTAYAGIGA 宇品店
 - (2) 所在地 広島市南区宇品西三丁目1327番48ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社フタバ図書
代表取締役 横山 淳
広島市西区観音本町二丁目5番20号
- 3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
1,530平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0平方メートル
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日
令和4年9月19日
- 6 届出年月日
令和4年9月5日